

令和7年5月に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました(令和7年7月)

国土交通省
海難審判所
Japan Marine Accident Tribunal

裁決の閲覧 審判予定表 全国海難審判所 サイトマップ リンク集

[ホーム](#) > 裁決の閲覧について

裁決の閲覧について

このページでは、海難審判所が言い渡した裁決を閲覧することができます。

更新情報

- 各地方海難審判所の裁決は、**令和6年1月から令和7年5月まで**に言渡しがあったものを閲覧できます。
- 海難審判所（東京）の裁決は、**平成30年1月から令和7年5月まで**に言渡しがあったものを閲覧できます。

裁決の閲覧

海難審判所名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。

上記事件のうち、海難審判所と広島地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 貨物船A(499トン) 貨物船B(9,940トン) 衝突事件

夜間、紀伊水道において、西行するA船と、南下するB船とが衝突し、A船が沈没して、A船の乗組員1人が死亡し、1人が行方不明となり、3人が負傷した

② 遊漁船A(4.9トン) 消波ブロック 衝突事件

境港において、帰航中のA船が、第2防波堤の消波ブロックに衝突し、釣り客8人が負傷して、A船が損傷した

海難防止への
インフォメーション

① 貨物船A(499トン) 貨物船B(9,940トン) 衝突事件

(夜間、紀伊水道において、西行するA船と、南下するB船とが衝突し、A船が沈没して、A船の乗組員1人が死亡し、1人が行方不明となり、3人が負傷した)

【海難概要】夜間、紀伊水道において、A船(499トン、5人乗組、スクラップ1,116トン積載)が西行中、B船(外国籍、9,940トン、18人乗組、コンテナ532個積載)が南下中、A船の右舷中央部にB船の船首が衝突した

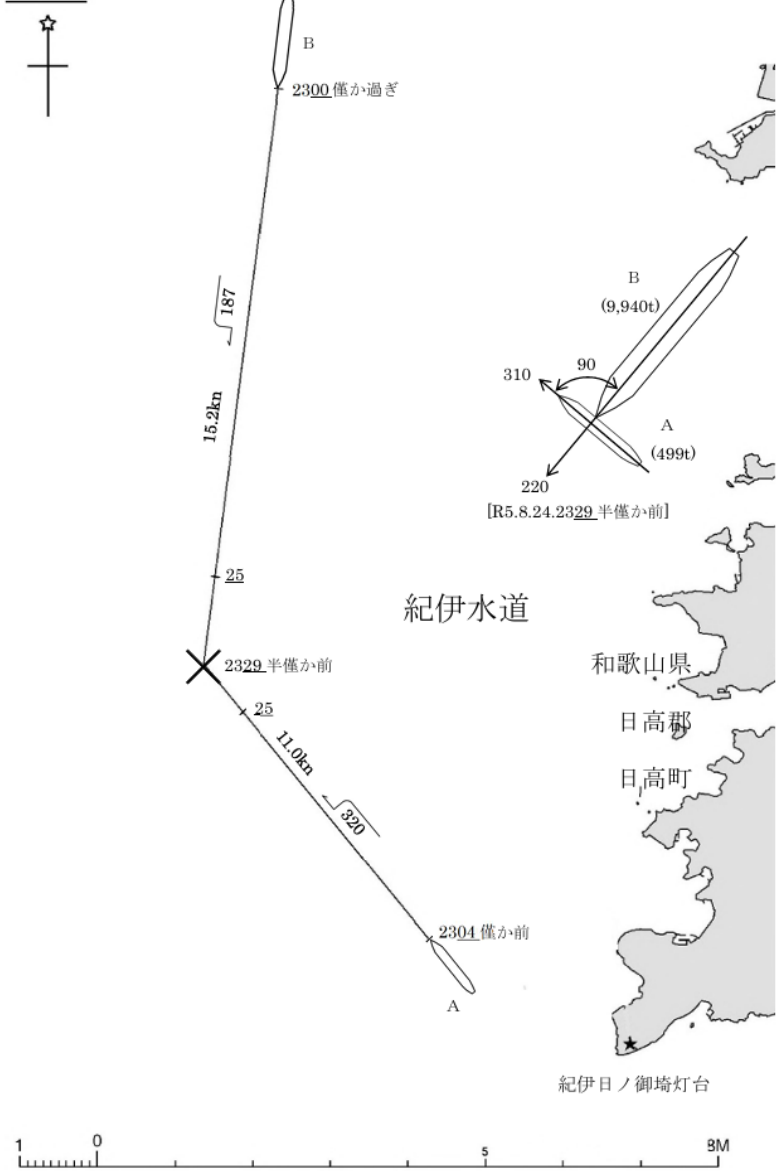
【発生日時】 令和5年8月24日23時29分半僅か前
【発生場所】 紀伊水道
【死傷者】 A船の乗組員1人が死亡(溺死)し、1人が行方不明となり、3人が負傷した
【損傷等】 A船: 右舷中央部に破口を生じて沈没し、のち廃船処理された
B船: 球状船首に破口を伴う擦過傷等を生じた

《航法の適用》海上衝突予防法(予防法)第15条(横切り船の航法)が適用される
・衝突地点は、海上交通安全法が適用される海域であるが、同法には本件に適用される航法規定がないことから、**予防法が適用され**、本件時、両船は、互いに視野の内にあり、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近し、衝突を避けるために必要な動作をとる時間的、距離的余裕があったと認められることから、**予防法第15条(横切り船の航法)が適用される**

《原因等》 両船が互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近した際、
A船: **見張り不十分**で、前路を左方に横切るB船の進路を避けなかった(主因)
[二等航海士Aは、**見張りを十分に行うべきであった**]
B船: **警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった**(一因)

《背景》・二等航海士Aは、レーダーで数隻の映像を認め、自動衝突予防援助装置で最接近距離を確認したところ、自船に接近する船舶がなかったため、航行の支障となる他船はいないものと判断し、23時11分半、海図台に移動して船尾方を向いた姿勢で、航海や貨物に関するチェックリストの確認を行ったのち、海図に当たって船長から指示のあった時間調整に必要な速力の計算を開始し、見張りを十分に行わなかった

参考図



【受審人】
(A船) 二等航海士 : 三級海技士(航海) → 業務停止2か月

《懲戒》

* 本裁決は、R7.5.22に言い渡されました。詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

海難防止への
インフォメーション

② 遊漁船A(4.9トン) 消波ブロック 衝突事件

(境港において、帰航中のA船が、第2防波堤の消波ブロックに衝突し、釣り客8人が負傷して、A船が損傷した)

【海難概要】

境港において、A船(4.9トン、1人乗組、釣り客10人)は、遊漁を終えて帰航中、船長が、居眠りに陥り、第2防波堤の消波ブロックに衝突し、釣り客8人が負傷して、左舷船首部外板に破口等を生じた

《原因等》

船長が、眠気を催した際、居眠り運航の防止措置が不十分で、居眠りに陥り、第2防波堤に向首進行した

[船長は、眠気を催した場合、操縦席から立ち上がって操縦に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべきであった]

《背景》

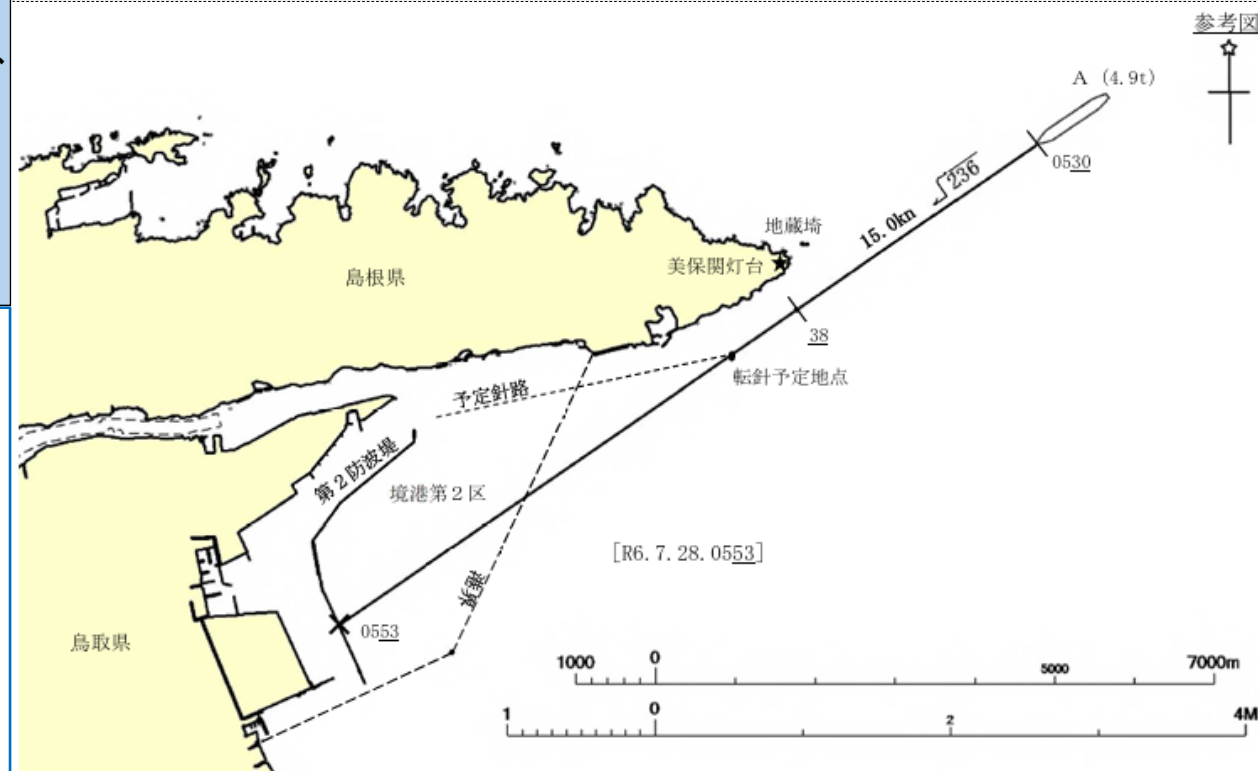
- ・船長は、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、舵輪後方の操縦席に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、針路を236度に定めて自動操舵とし、15.0ノットの速力で進行した
- ・船長は、05時38分、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩み、眠気を催した
- ・船長は、眠気を催したとき、間もなく転針予定地点に至るので、居眠りすることはないと思い、操縦席から立ち上がって操縦に当たるなど居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥った

【発生日時】 令和6年7月28日05時53分

【発生場所】 境港第2区

【死傷者】 釣り客8人が負傷(右2、3、4肋骨骨折等、左肋骨多発骨折及び全身打撲等、第2腰椎左横突起骨折及び腰椎捻挫等、頸椎捻挫及び右肩打撲等、頭部打撲傷及び腰部打撲傷、頸椎捻挫及び後頭部打撲傷、左鎖骨骨幹部骨折及び左肩峰骨折並びに左肩腱板損傷及び両側腰椎横突起骨折等)

【損傷等】 左舷船首部外板に破口等



[受審人]

船 長: 小型船舶操縦士 →

《懲戒》

業務停止2か月

* 本判決は、R7.5.21に言い渡されました。
詳細は海難審判所のHPでご確認下さい